

## 国保特別会計における

### 決算補填等目的の法定外一般会計繰入金について

#### ■ 決算補填等目的の法定外一般会計繰入金の推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度
906,524,183円	918,661,522円	1,117,505,975円

#### ■ 市町村が削減・解消すべき赤字の定義

平成30年1月29日付け厚生労働省通知（国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について）において、市町村が削減・解消すべき赤字は、国民健康保険特別会計における決算補填等目的の法定外一般会計繰入金及び繰上充用金の新規増加分であると定義されています。法定外一般会計繰入金とは、保険税の負担軽減を図ること等を目的として国民健康保険特別会計に繰入れることです。繰上充用金とは、国民健康特別会計において、歳入が歳出よりも不足する場合に、翌年度の歳入から繰り上げて、その年度に充てることです。なお、本市においては、都道府県化後、繰上充用金を理由とした赤字は発生していません。